

練馬区国民健康保険条例の一部改正について（案）

1 改正の理由

(1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正

特別区の国民健康保険料は、「特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準」に基づき統一保険料方式を採用している。

平成25年度の保険料について、平成25年2月15日の特別区長会において、平成25年度の特別区全体の保険者負担分医療費、被保険者数、旧ただし書所得等の見込み数値をもとに共通基準の改正が行われたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 特定同一世帯所属者の特例措置の恒久化に伴う改正

同一世帯の中に、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者（特定同一世帯所属者）がいる場合、国民健康保険にそのまま残る被保険者（世帯）の保険料へ影響を及ぼさないようにする措置として、国民健康保険から後期高齢者医療に移行後5年目までに限り当該特定同一世帯所属者を含めて均等割の軽減判定を実施してきた。

この措置が、平成25年2月22日に公布された「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第39号）」により、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部が改正されたことに伴い、期限を区切らない恒久措置となったため、所要の改正を行う。

(3) 共同事業の延長に伴う改正

平成24年4月6日に公布された「国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）」により、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部が改正され、平成22年度から平成25年度までの間、暫定的に行われてきた共同事業（保険財政共同安定化事業および高額療養費共同事業）を平成26年度まで1年間延長することとなったことに伴い、所要の改正を行う。

(4) 障害者自立支援法等の一部改正

平成24年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害

保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）」において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部が改正され、題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改められた。また、平成25年1月18日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成25年政令第5号）」において、障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の一部が改正され、題名が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、第1条が第1条の2に改められた。これらのことに伴い、規定の整備を行う。

## 2 改正の内容

### (1) 特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴う保険料率等の改正

#### ア 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率【第15条の4】

(ア) 所得割 「100分の6.28」を「100分の6.02」に改める。また、賦課割合について「100分の59に相当する額」を「100分の58に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「30,000円」を「30,600円」に改める。また、賦課割合について「100分の41に相当する額」を「100分の42に相当する額」に改める。

#### イ 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率【第15条の12】

(ア) 所得割 「100分の2.23」を「100分の2.34」に改める。また、賦課割合について「100分の59に相当する額」を「100分の57に相当する額」に改める。

(イ) 均等割 「10,200円」を「10,800円」に改める。また、賦課割合について「100分の41に相当する額」を「100分の43に相当する額」に改める。

#### ウ 介護納付金賦課額の保険料率【第16条の4】

(ア) 所得割 「100分の1.55」を「100分の1.76」に改める。

(イ) 均等割 「14,100円」を「15,000円」に改める。

#### エ 保険料の減額【第19条の2】

##### (ア) 第1号減額（7割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「21,000円」を「21,420円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「7,140円」を「7,560円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「9,870円」を「10,500円」に改める。

(イ) 第2号減額（5割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「15,000円」を「15,300円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「5,100円」を「5,400円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「7,050円」を「7,500円」に改める。

(ウ) 第3号減額（2割減額）

a 基礎賦課額の均等割額から減額する額について「6,000円」を「6,120円」に改める。

b 後期高齢者支援金等賦課額の均等割額から減額する額について「2,040円」を「2,160円」に改める。

c 介護納付金賦課額の均等割額から減額する額について「2,820円」を「3,000円」に改める。

オ 平成25年度および平成26年度における保険料の所得割額の算定の特例規定を付則に追加する。【付則第7条】

保険料の計算方式が、住民税方式から旧ただし書方式へ移行された際の経過措置が、平成24年度で終了するため、平成25年度および平成26年度における新たな減額措置をつぎのとおり実施する。

(ア) 平成25年度は、住民税非課税者を対象に、旧ただし書所得から、その50パーセントを減額して所得割を算定する。

(イ) 平成26年度は、住民税非課税者を対象に、旧ただし書所得から、その25パーセントを減額して所得割を算定する。

(2) 特定同一世帯所属者の特例措置の恒久化に伴う改正【第19条の2】

第19条の2第1項中「の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日」を

削る。

(3) 共同事業の延長に伴う改正【付則第4条】

付則第4条（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

(4) 障害者自立支援法等の一部改正【第12条】

ア 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

イ 「障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号。以下「支援法施行令」という。）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）」に、「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改める。

ウ 「支援法施行令」を「障害者総合支援法施行令」に改める。

3 施行期日

平成25年4月1日。ただし、付則第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

4 その他

改正に伴う経過措置について、付則で定める。

5 新旧対照表

別紙のとおり

6 保険料率改正内容一覧

○ 保険料率一覧

項 目		改定前	改定後	増減
医療分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	58：42	
	所得割料率	6.28/100	6.02/100	△0.26/100
	被保険者均等割額	30,000円	30,600円	600円
	賦課限度額	510,000円	510,000円	据え置き
支援金分	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	57：43	
	所得割料率	2.23/100	2.34/100	0.11/100
	被保険者均等割額	10,200円	10,800円	600円
	賦課限度額	140,000円	140,000円	据え置き
計	賦課割合（所得割：均等割）	59：41	58：42	
	所得割料率	8.51/100	8.36/100	△0.15/100
	被保険者均等割額	40,200円	41,400円	1,200円
	賦課限度額	650,000円	650,000円	据え置き
介護分	賦課割合（所得割：均等割）	50：50	50：50	
	所得割料率	1.55/100	1.76/100	0.21/100
	被保険者均等割額	14,100円	15,000円	900円
	賦課限度額	120,000円	120,000円	据え置き

○ 条例減額の改定内容一覧

項 目	減額する額			減額した後の均等割額（）は改定前	
	改定前	改定後	増減		
医療分	均等割額 7割減額	21,000円	21,420円	420円	9,180円（9,000円）
	均等割額 5割減額	15,000円	15,300円	300円	15,300円（15,000円）
	均等割額 2割減額	6,000円	6,120円	120円	24,480円（24,000円）
支援金分	均等割額 7割減額	7,140円	7,560円	420円	3,240円（3,060円）
	均等割額 5割減額	5,100円	5,400円	300円	5,400円（5,100円）
	均等割額 2割減額	2,040円	2,160円	120円	8,640円（8,160円）
計	均等割額 7割減額	28,140円	28,980円	840円	12,420円（12,060円）
	均等割額 5割減額	20,100円	20,700円	600円	20,700円（20,100円）
	均等割額 2割減額	8,040円	8,280円	240円	33,120円（32,160円）
介護分	均等割額 7割減額	9,870円	10,500円	630円	4,500円（4,230円）
	均等割額 5割減額	7,050円	7,500円	450円	7,500円（7,050円）
	均等割額 2割減額	2,820円	3,000円	180円	12,000円（11,280円）

7 平成25年度1人当たり国民健康保険料（減額措置実施後の医療分、支援金分合計）の試算  
98,465円（対前年度比 3,188円〔+3.35%〕）

8 平成25年度国民健康保険料（医療分、支援金分合計）の試算

(1) 年金所得者2人世帯

単位：円

年 収	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
24年度	24,120	74,319	202,177	275,704	347,188	419,523	491,858	558,902	618,562
25年度	24,840	85,886	205,692	274,662	344,886	415,946	487,006	545,243	602,433
差額	720	11,567	3,515	△1,042	△2,302	△3,577	△4,852	△13,659	△16,129
減額措置 適用	—	○	—	—	—	—	—	—	—

(2) 給与所得者2人世帯

単位：円

年 収	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
24年度	40,625	122,226	192,412	272,513	346,763	414,843	486,327	556,076	612,596
25年度	42,236	157,204	215,724	277,588	344,468	411,348	481,572	542,534	596,714
差額	1,611	34,978	23,312	5,075	△2,295	△3,495	△4,755	△13,542	△15,882
減額措置 適用	○	—	—	—	—	—	—	—	—

(3) 給与所得者3人世帯

単位：円

年 収	100万	200万	300万	400万	500万	600万	700万	800万	900万
24年度	60,725	115,414	231,399	311,755	386,112	455,043	526,527	586,076	642,596
25年度	62,936	136,562	257,124	318,988	385,868	452,748	518,954	573,134	627,314
差額	2,211	21,148	25,725	7,233	△244	△2,295	△7,573	△12,942	△15,282
減額措置 適用	○	○	—	—	—	—	—	—	—

備考 新たな減額措置および平成23年度・平成24年度経過措置の内容

(1) 新たな減額措置の内容

ア 平成25年度は、住民税非課税の者について、旧ただし書所得から、その50パーセントを減額する。

イ 平成26年度は、住民税非課税の者について、旧ただし書所得から、その25パーセントを減額する。

(2) 平成23年度・平成24年度経過措置の内容

ア 住民税非課税の者については、旧ただし書所得から、その75パーセントを減額する。

イ 住民税の課税標準額が100万円以下で旧ただし書所得が課税標準額の1.5倍を超える者については、旧ただし書所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50パーセントを減額する。

ウ 住民税の課税標準額が100万円超で旧ただし書所得が課税標準額の1.5倍を超える者については、旧ただし書所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25パーセントを減額する。

9 今後予定されている条例改正

地方税の延滞金・還付加算金の見直しが平成25年度税制改正の大綱（平成25年1月29日閣議決定）において決定されたことに伴い、地方税法等の一部改正が予定されている。これに伴い、条例改正が必要となる。